

# インボイス制度 第2弾



社長！そろそろ販売管理システムのインボイス対応を考えて下さいね。



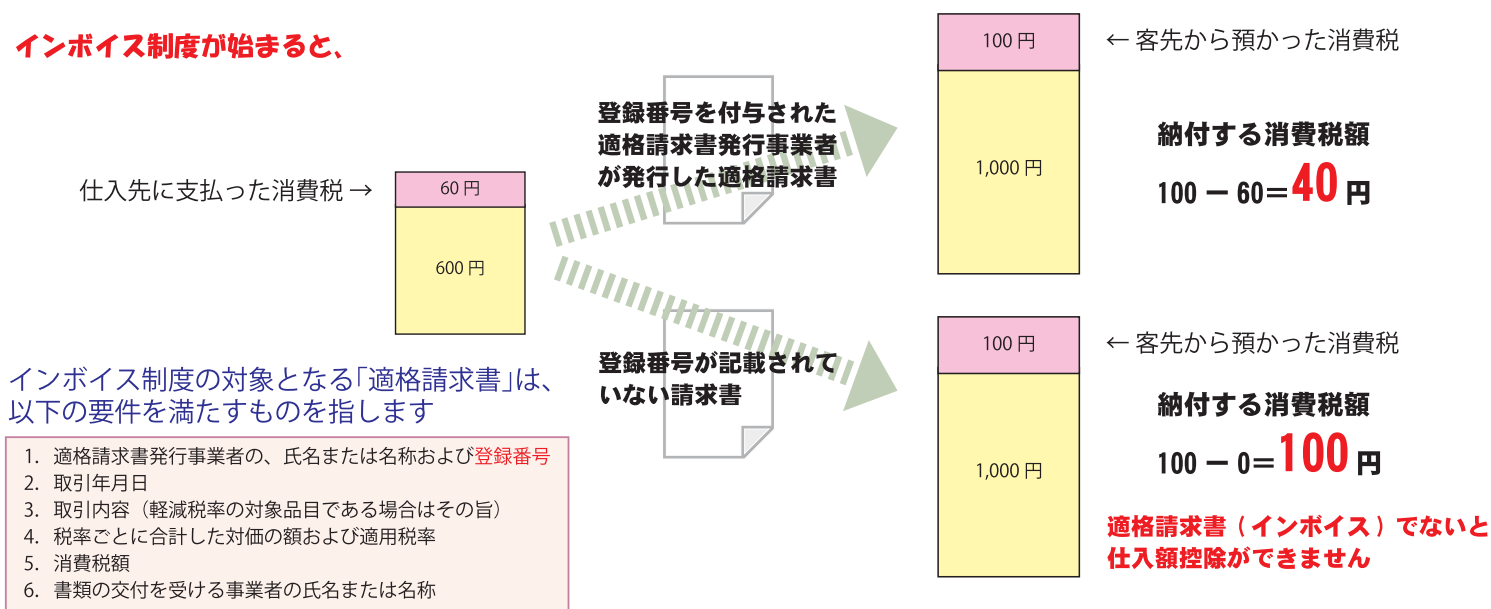
いやあ、うちは輸出してないからインボイスは関係ないわ

と、言われる方が時々いらっしゃいます

一般的に「インボイス」というと、輸出入の通関手続きの際に必要な送り状(明細書、納品書、請求書等)のことを指すのですが、いま話題になっているのは、2023年10月からはじまる消費税の「適格請求書等保存方式」に準拠して発行される“適格請求書”のことを「インボイス」と言っており、その消費税制度のことを**インボイス制度**というのです。

消費税は、お客様から預かった消費税から、“仕入”で支払った消費税を引いた額を納付する(仕入額控除という)のが原則です。

## インボイス制度が始まると、



## 消費税で言う“仕入”とは、材料や商品の仕入だけではありません！

オフィスや倉庫などの家賃、チラシやホームページなどの広告宣伝費、文房具やその他備品の購入費、水道光熱費、外部の専門家や外注先に仕事を依頼した場合の費用、取引先への移動交通費など、幅広い費用(いわゆる経費)が仕入税額控除の対象となります。

右図のようなレシートや領収書でも税率毎に集計した額や登録番号が記載されていれば簡易インボイスとして仕入控除の対象となります。

飲食代などを会社の経費で落とす場合、登録番号や消費税額が記載されている領収書をもらわないと、消費税の仕入額控除ができなくなります。

領収書	
〇〇〇〇株式会社 様	
¥65,400円	
但し、食料品、日用品代金として	
〇年〇月〇日 上記正に領収いたしました	
京田辺市……	
10% 対象	33,000円
8% 対象	32,400円
新田辺物産株式会社	
登録番号 T1234567890123	

新田辺スーパー		
京田辺市……		
登録番号 T1234567890123		
2022年〇月〇日		
コーラ※	1点	¥108
ショクパン※	1点	¥140
ゴミブクロ	1点	¥88
合計		¥336
10% 対象	1点	¥88
8% 対象	2点	¥248
お預り		¥1,000
おつり		¥664
※印は軽減税率対象商品		

まずは適格請求書発行事業者の登録をして下さい。インボイス制度が始まる2023年10月1日から適格請求書発行事業者として登録されるためには、原則として2023年3月31日までに登録書類を提出する必要があります。